

生徒懲戒規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、生徒への懲戒について別に定める（学校教育法、学校教育法施行規則等）ほか、必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第2条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

(法的効果を伴う懲戒)

第3条 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

2 退学は、次のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- (1) 品行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 著しく学業を怠り改善の見込みがないと認められる者
- (3) 生徒の理由がなく、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他、生徒としての本分に反した者

3 停学は、生徒の出席を停止するものとする。

4 訓告は、過去の言動を戒め、教えを告げるものとする。

(事実行為としての懲戒)

第4条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に特別指導を行うことができる。

第5条 特別指導は、謹慎及び厳重注意とする。

2 謹慎は、家庭等において問題行動を反省し、自己を見つめ直すものとともに、将来の自己の在り方・生き方を踏まえ、今後の学校生活がよりよく有意義なものとなるようなものとする。

3 厳重注意は、校長訓戒、教頭説諭及び生徒支援部長注意とする。

(手続)

第6条 校長は、懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分を行う場合、その生徒及び保護者に対し、文書により命ずる。

第7条 校長は、謹慎を行う場合、生徒及び保護者に対し、指導内容を申し渡すものとする。

第8条 校長は、特別指導等を行う場合、生徒及び保護者に対し、反省状況を鑑み、特別指導の解除を申し渡すこととする。

平成19年4月1日一部改正

令和2年2月7日一部改正

令和6年6月25日改正

令和7年9月1日改正

令和8年3月18日改正